

## 糸満市WEBページバナー広告表現ガイドライン

平成27年12月16日 糸秘第538号

### (目的)

第1条 糸満市WEBページに民間事業者等のバナー広告を掲載するにあたっては、その広告表現について、糸満市広告掲載要綱及び糸満市広告掲載基準に規定する事項のほか、ページデザイン及びユーザビリティを保持するための必要な事項を定めるものとする。

### (禁止表現)

第2条 次の表現を含んだバナー広告は、ユーザーの意思に反した動きをしたり、ユーザーに誤解を与えたりするおそれがあるため、禁止とする。

- (1) 「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン
- (2) アラートマーク
- (3) ラジオボタン
- (4) テキストボックス（入力できるように見えるもの）
- (5) プルダウンメニュー（下に選択肢があるように見えるもの）

### (市WEBページとの区別)

第3条 次の表現については、ユーザーが市WEBページのコンテンツの一部であるかのように混同するおそれがあるため、禁止とする。

- (1) 市WEBページと類似の色調及び字体を使用するもの
- (2) 「お年寄りのための施設ガイド」「教育相談」など市政を連想させる分野において一般的な表現を用いるなど、ユーザーが糸満市の事業であると錯誤しやすいもの
- (3) 事業者の名称又は商品及びサービスの名称が書かれていないもの

### (色調)

第4条 文字色と背景色のコントラスト（明度差）は十分に取り、また、背景の模様のある画像や写真などを使用する場合は、文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするよう配慮しなければならない。

### (解像度)

第5条 文字やイラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

附則

(施行期日)

この要領は、平成 27 年 12 月 16 日から施行する。